

2020年8月31日

各 位

会 社 名 株式会社ダイレクトマーケティングミックス  
代表者名 代表取締役社長 小林 祐樹  
(コード番号：7354 東証)  
問合せ先 執行役員 経営戦略本部長 土井 元良  
(TEL 06-6809-1615)

## 株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

当社は、2020年8月31日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所への上場に伴う株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

### 記

#### 1. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- |                 |  |            |
|-----------------|--|------------|
| (1) 売出株式の種類及び数  | 当社普通株式   | 7,845,900株 |
| (2) 売出人及び売出株式数  | 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号<br>インテグラル3号投資事業有限責任組合  | 6,257,200株 |
|                 | ケイマン諸島、KY1-1104、グランドケイマン、アグランド・ハウス、私書箱309、メープルズ・コーポレート・サービス・リミテッド気付<br>Innovation Alpha L.P.   | 993,200株   |
|                 | 大阪府大阪市北区曾根崎二丁目2番15号<br>23.7株式会社  | 495,000株   |
|                 | 大阪府大阪市西区<br>小林 祐樹  | 100,500株   |
| (3) 売 出 方 法     | 売出価格での一般向けの売出しとし、みずほ証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社（以下「共同主幹事会社」と総称する。）並びに大和証券株式会社、松井証券株式会社、株式会社SBI証券、東海東京証券株式会社、マネックス証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、岡三証券株式会社、丸三証券株式会社、楽天証券株式会社、及び極東証券株式会社（以下、共同主幹事会社と併せて「引受人」と総称する。）を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。なお、本売出しに係る売出株式のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国およびカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。 |            |
| (4) 売 出 価 格     | 未定（2020年9月15日に仮条件が決定され、当該仮条件における需要状況等を勘案の上、2020年9月25日に決定する。）   |            |
| (5) 申 込 期 間     | 2020年9月28日（月）から<br>2020年10月1日（木）まで   |            |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 100株   |            |

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (7) 株式受渡期日 2020年10月5日(月)
- (8) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、売出価格と同時に決定する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

## 2. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,176,800株(上限)  
(売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、または本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、2020年9月25日に決定される。)
- (2) 売 出 人 東京都千代田区大手町一丁目5番1号  
みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向けの売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における売出価格と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株式受渡期日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の引受人の買取引受による株式売出しが中止された場合には、オーバーアロットメントによる株式売出しについても中止される。

### 【ご参考】

#### 1. 株式売出しの概要

- (1) 売 出 株 式 数 ① 引受人の買取引受による売出し  
当社普通株式 7,845,900株  
② オーバーアロットメントによる売出し(※)  
当社普通株式 上限1,176,800株
- (2) 需 要 の 申 告 期 間 2020年9月16日(水曜日)から  
2020年9月24日(木曜日)まで
- (3) 価 格 決 定 日 2020年9月25日(金曜日)  
(売出価格は、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。)
- (4) 申 込 期 間 2020年9月28日(月曜日)から  
2020年10月1日(木曜日)まで
- (5) 株式受渡期日 2020年10月5日(月曜日)

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(注) 上記(1)に記載の引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国およびカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがある。

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、みずほ証券株式会社が、1,176,800株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主であるインテグラル3号投資事業有限責任組合及びInnovation Alpha L.P.(以下「貸株人」と総称する。)より借入れる株式であります。これに関連して、みずほ証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限として、貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、2020年10月30日を行使期限として貸株人から付与される予定であります。

また、みずほ証券株式会社は、2020年10月5日(上場日)から2020年10月30日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、上記グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社は、SMB C日興証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

## 2. 株主への利益配分

### (1) 利益配分の基本方針

株主への利益配分につきましては、経営の最重要課題のひとつと位置付けており、今後の事業展開と財務体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、総還元性向40%を目指していく考えであります。

なお、当社は、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当(中間配当を含む。)を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めておりますが、原則として期末配当の1回としております。

### (2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化および事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用し、長期的に企業価値の向上に努めてまいります。

### (3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記(1)、(2)に基づき、各事業年度の財政状態と経営成績を勘案しながら、株主への利益還元を継続的かつ安定的に実施してまいりたいと考えております。

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

#### (4) 過去の2期間の配当状況

	2018年12月期	2019年12月期
基本的1株当たり当期利益	41.49円	72.75円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)
実績配当性向	—	—
親会社所有帰属持分当期利益率	22.7%	30.4%
親会社所有帰属持分配当率	—	—

- (注) 1. 上記指標は、2019年12月期より国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に基づいて連結財務諸表を作成しております。  
また、2018年1月1日をIFRS移行日とした2018年12月期のIFRSによる連結財務諸表等をあわせて記載しております。
2. 基本的1株当たり当期利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。
3. 親会社所有帰属持分当期利益率は、基本的1株当たり当期利益を親会社の所有者に帰属する持分（期首・期末の平均）で除した数値であります。
4. 当社は、2020年7月28日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、2018年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、基本的1株当たり当期利益を算定しております。

#### 3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人であるインテグラル3号投資事業有限責任組合及びInnovation Alpha L.P.は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2021年4月2日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式をみずほ証券株式会社が取得すること、その売却価格が売出し価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後にみずほ証券株式会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、売出人である23.7株式会社及び当社株主であるインテグラル株式会社は、共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し等は除く。）等を行わない旨合意しております。加えて、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出し等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

#### 4. 配分の基本方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注)「2. 株主への利益配分」における今後の株主に対する利益配分に係る部分は、一定の配当を約束するものでなく、予想に基づくものです。

以 上

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。